

役員退職慰労金支給に関する規程

平成 8年12月25日：施行
平成19年 4月 1日：最終改正

(目的)

第1条 この規程は、熊本県信用保証協会の理事および監事（以下「役員」という。）に対する退職慰労金の支給に関し必要な事項を定める。

(支給時期)

第2条 役員が退任または死亡したときは、その者、またはその遺族に退職慰労金を支給する。ただし、任期満了後に引続き役員に再任された者に対しては、その最終任期における退任のとき退職慰労金を支給する。

(常勤役員退職慰労金の計算)

第3条 常勤役員退職慰労金は、退任または死亡の日におけるその者の報酬月額100分の40に在任月数を乗じて得た額とする。

(常勤役員在任月数の計算)

第4条 前条に規定する在任月数の計算は、役員として在任した期間とし、役員となった日の属する月から退任または死亡の日の属する月までの月数とする。

(非常勤役員退職慰労金の計算)

第5条 非常勤役員退職慰労金は、在任1年につき会長は20,000円、その他は10,000円とし、これに在任月数を乗じて得た額を支給する。

(遺族への支給)

第6条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが、役員死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、役員死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか役員死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者の退職慰労金を受ける順位は、同項第1号、第2号、第3号、第4号の順序により、第2号および第4号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順序による。

(刑罰による解任者への支給)

第7条 禁固以上の刑に処せられ解任せられた者には、退職慰労金を支給しない。

(特例規定)

第8条 この規程に定のあるものを除くほか必要な事項は、会長が定める。

附則 この規程は、昭和48年7月3日から施行する。

附則 この規程は、平成16年10月19日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。